

▼このように対応してみよう!



新規融資の経営者保証 こんなときどうする!?

新規融資の申込みがあった場合、経営者保証を付けるべきか、付けたらどんな説明が必要か——ケースごとに解説します。

保証設定編 1

1 担保だけでは保全不足の先から 融資申込みを受けたけど 経営者保証は設定すべき?!

担保 保だけでは保全不足という理由で、経営者保証を設定するという考え方は、間違っています。ガイドラインにおいて、経営者保証を求めない可能性を検討する際の要件の1つに「経営者等から十分な物的担保の提供がある」が挙げられていますが、これが充足されていなければならぬというわけではありません。

そもそも金融機関には以前から、担保・保証に過度に依存しない融資の推進が求められています。これを踏まえても、「担保だけでは保全不足なので経営者保証を設定しよう」と、短絡的に考えることは間違いです。

法人のみで借入返済が可能となることが重要に

金融機関は、担保のあるなしに

かわらず、経営者保証なしの融資で「求められる経営状況」をクリアしている融資先（主たる債務者である中小企業・小規模事業者等、および保証人となる経営者）から、経営者保証のない融資の申込みを受けたときは、融資先の意向を踏まえて真摯に審査をしなければなりません。

ここでいう「求められる経営状況」とは、ガイドラインで規定している、経営者保証に依存せずに円滑に資金調達できるような融資先の状態のことです。具体的には次のとおり、融資先の努力義務を定めています。

- ① 法人と経営者との関係の明確な区分・分離
- ② 財務基盤の強化
- ③ 財務状況の正確な把握、適時適切な情報開示等による経営の透明化

性確保

①の「法人と経営者との関係の明確な区分・分離」とは、「法人の業務、経理、資産所有等に関して、法人と経営者の関係を明確に区分・分離し、法人と経営者の間の資金のやりとり（役員報酬・賞与、配当、オーナーへの貸付等という）を、社会通念上適切な範囲を超えないものとする体制を整備するなど、適切な運用を図ることを通じて、法人個人の一体性の解消に努める」という主たる債務者の努力義務です。

②の「財務基盤の強化」とは、法人のみの資産・収益力で借入返済が可能と判断できるよう財務状況を改善し、信用力を強化する努力義務をいいます。例えば、事業に必要な資金を円滑に調達するために、業績が堅調で十分な利益

（キャッシュフロー）を確保し、内部留保も十分にあることが想定されています。

3つの努力義務の遂行を 考慮して審査判断する

③の「財務状況の正確な把握、適時適切な情報開示等による経営の透明性確保」とは、金融機関からの情報開示の要請に対して、貸借対照表、損益計算書の提出のみでなく、試算表・資金繰り表等で定期的に報告するなど、正確かつ丁寧に信頼性の高い情報を開示・説明することにより、経営の透明性を確保する努力義務をいいます。

また、こうした整備・運用の状況について、外部専門家（公認会計士、税理士等をいう）による検証を実施し、その結果を金融機関に適切に開示することが望ましいとしています。

このような3つの努力義務を果たす融資先から、経営者保証なしの融資を求められた場合、金融機関は、その審査判断において担保の有無も、保全状況も加味するこ



とにはなりますが、「経営者保証なしの融資」「経営者保証に代替する融資手法」「経営者保証による融資」のいずれかを選択し、それぞれの説明義務を果たしながら、個別に対応することになります。

ですから、申込みの段階で短絡的に、担保だけでは保全不足であるという理由で、「経営者保証による融資」を選択してはいけません。保全不足であっても、前述した3つの努力義務を遂行していくことが可能か、業況等に問題はなにかといった点をチェックし、「経営者保証なしの融資」ができないか検討していきましょう。

ポイント

- ・「担保だけでは保全不足」という理由のみで経営者保証を設定してはいけない
- ・法人個人の区分・分離や財務基盤の強化といった点も検証して保証の要否を判断